



## 資料 1-1-①-3 中期目標、中期計画、各年度計画

- ・ 国立大学法人一橋大学中期目標  
(<http://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/pdf/H22chuki-m.pdf>)
- ・ 国立大学法人一橋大学中期計画  
(<http://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/pdf/H22chuki-k.pdf>)
- ・ 国立大学法人一橋大学年度計画（平成 22 年度～平成 27 年度）  
(<http://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html>)

## 資料 1-1-①-4 一橋大学プラン 135、学長見解 2013

- ・ 「一橋大学プラン 135」  
([http://www.hit-u.ac.jp/function/outside/news/2011/20110401\\_1.pdf](http://www.hit-u.ac.jp/function/outside/news/2011/20110401_1.pdf))
- ・ 「学長見解 2013—二つの重要課題と一橋大学プラン 135」  
(<http://www.hit-u.ac.jp/function/outside/news/2013/20130401.pdf>)

## 【分析結果とその根拠理由】

大学の活動に関する理念や考え方、養成しようとする人材像、達成目標を、「国立大学法人一橋大学基本規則」や「一橋大学研究教育憲章」、「一橋大学学則」等において定め、そのための具体的計画を、中期目標に基づき、中期計画並びに各年度計画で定めており、体系的、段階的構成となっている。その内容は、いずれも、社会科学の研究総合大学として多くの有為な人材を輩出してきた独自の歴史に立脚しており、その伝統を守り発展させつつ、新たなグローバル時代に求められる活動に先駆的に取り組もうとする精神に裏打ちされている。

その他、現学長の大学運営の基本方針である「一橋大学プラン 135」及びその他の重要課題に対する見解等をまとめた「学長見解 2013」に基づき、大学改革などを積極的に推し進めている。

これらのことから、大学の目的が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

**観点 1-1-②：** 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

## 【観点到係る状況】

本学大学院の目的は、「一橋大学学則」第 33 条において、「一般的並びに専門的教養を基礎として、社会科学の専攻分野を究め、高い学識と研究能力を養うことによって広く文化の向上発展に寄与すること又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより社会に貢献すること」であると明示している。

また、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、各研究科及び教育部の規則において、専攻ごとに定めている（資料 1-1-②-1）。

これらの目的は、学校教育法第 99 条に規定されている、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」という大学院一般の目的を踏まえている。

資料 1-1-②-1 専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

- ・ 「一橋大学大学院商学研究科規則」第2条  
([http://www.hit-u.ac.jp/dlw\\_reiki/41690210009200000000/41690210009200000000/41690210009200000000.html](http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009200000000/41690210009200000000/41690210009200000000.html))
- ・ 「一橋大学大学院経済学研究科規則」第2条  
([http://www.hit-u.ac.jp/dlw\\_reiki/41690210009400000000/41690210009400000000/41690210009400000000.html](http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009400000000/41690210009400000000/41690210009400000000.html))
- ・ 「一橋大学大学院法学研究科規則」第1条の2  
([http://www.hit-u.ac.jp/dlw\\_reiki/41690210009600000000/41690210009600000000/41690210009600000000.html](http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210009600000000/41690210009600000000/41690210009600000000.html))
- ・ 「一橋大学大学院社会学研究科規則」第2条  
([http://www.hit-u.ac.jp/dlw\\_reiki/41690210010200000000/41690210010200000000/41690210010200000000.html](http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010200000000/41690210010200000000/41690210010200000000.html))
- ・ 「一橋大学大学院言語社会研究科規則」第3条  
([http://www.hit-u.ac.jp/dlw\\_reiki/41690210010400000000/41690210010400000000/41690210010400000000.html](http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010400000000/41690210010400000000/41690210010400000000.html))
- ・ 「一橋大学大学院国際企業戦略研究科規則」第2条  
([http://www.hit-u.ac.jp/dlw\\_reiki/41690210010600000000/41690210010600000000/41690210010600000000.html](http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210010600000000/41690210010600000000/41690210010600000000.html))
- ・ 「一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則」第2条  
([http://www.hit-u.ac.jp/dlw\\_reiki/41790210002500000000/41790210002500000000/41790210002500000000.html](http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41790210002500000000/41790210002500000000/41790210002500000000.html))

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院は、社会科学の専攻を究め、高い学識と研究能力を養うこと、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより社会に貢献することを目指しており、学校教育法に規定されている目的に、極めて適切である。

これらのことから、大学院の目的が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

該当なし